

日興イージートレード取扱規定（法人のお客さま用）

第1条（本規定の趣旨）

- (1) この規定（以下「本規定」といいます。）は、SMB C 日興証券株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「日興イージートレード」（下記(2)において規定し、以下「本サービス」といいます。）を法人のお客さま（以下「お客さま」といいます。）が利用するうえでの取扱いについて定めたものです。
- (2) 「日興イージートレード」とは、本規定に従い、インターネットを通じて、当社が提供する証券取引サービスおよび情報サービスのことをいいます。
- (3) 本規定に特段の定めがない事項については、証券取引約款（法人のお客さま用）等によるものとします。

第2条（本サービスの範囲）

お客さまが本サービスにおいて利用できるサービスの範囲は、当社が定めるものとします。

第3条（本サービスの利用）

- (1) お客さまは、次の全ての事由を満たした場合に本サービスを利用できるものとします。
 - ① 当社が定めるお客さまで日本国内に本店または主たる事務所を有すること。
 - ② 当社所定の方法により、当社に本サービスの利用を申し込み、当社がこれに承諾すること。
 - ③ 本サービスの利用にあたり取引および取引に付随する行為を行う担当者（以下「取引責任者」といいます。）を法人代表者により定めること。ただし、取引責任者が法人代表者である場合は除く。
- (2) お客さまは、本サービスの利用申込後に次のいずれかの事由に該当した場合、その旨を当社にお申し出いただくものとします。
 - ① 資本金が1億円を超えた場合または1億円以下となった場合。
 - ② 定款（登記簿）記載の業務目的に、証券取引、有価証券の売買・有価証券投資、金融取引、投資顧問、証券・金融市場に関する情報の提供または証券・金融市場に関する情報の調査・研究を追加または削除した場合。
- (3) 当社が定める方法によりお客さまが入力されたパスワードが、あらかじめ当社にお届けいただいたパスワードと一致した場合に限り、本サービスへのログインを可能とします。
- (4) 当社が、本サービスのご利用に関して、何らかの制限を設けている場合は、お客さまには取扱店に直接ご注文いただきます。

第4条（取引責任者等）

- (1) お客さまは、取引責任者を法人代表者自身、役員または従業員である自然人から選任するものとします。ただし、取引責任者を役員または従業員である自然人から選任しない場合は法人代表者自身を取引責任者とします。
- (2) お客さまは、取引責任者の管理をお客さまの責任において行うものとします。

- (3) お客様は、パスワードを取引責任者以外の第三者に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- (4) お客様の行う取引注文等は、全て取引責任者が行うものとし、取引責任者の行為は口座名義人たる法人の行為とみなします。

第5条（自己責任の原則）

お客様は、本規定の内容を十分把握し、自らの責任と判断において当社との取引を行うものとします。

第6条（利用時間・情報サービスの内容）

お客様が本サービスを利用できる時間や情報サービスの内容は、当社が定めるものとします。

第7条（取引の種類）

お客様が本サービスを利用して行うことができる取引の種類は、当社が定めるものとします。

第8条（取扱銘柄）

お客様が本サービスを利用して取引することができる銘柄は、当社が定める銘柄の範囲内とします。ただし、当社は、金融商品取引所等（我が国以外の金融商品取引所および外国証券業者を含みます。以下同じ。）が売買を規制している銘柄および当社が自主的に売買を規制している銘柄についてはお取扱いしません。

第9条（取扱数量）

- (1) お客様が本サービスを利用して行える買付注文の数量は、当社が定める金額の範囲内とし、この金額の計算は当社が定める方法によって行うものとします。
- (2) お客様が本サービスを利用して行える売却注文の数量は、当社がお客様からお預りしている数量の範囲内とし、この数量の判定は当社が定める方法によって行うものとします。

第10条（取引回数）

金融商品取引所等において取引が行われる日（以下「取引日」といいます。）において、お客様が同一銘柄の売買注文を行える回数は、当社が定める回数の範囲内とします。

第11条（注文の有効期限）

お客様が本サービスを利用して行われる売買注文の有効期限は、当社が商品毎に定める期限の範囲内とします。

第12条（注文の受付）

お客様が本サービスを利用して行われる売買注文は、お客様がご注文内容の確認入力をされ、その内容を当社が受信した時点で、ご注文の受付とします。

第13条（注文の執行）

- (1) 当社は、お客さまが本サービスを利用して行われた売買注文は、法令、諸規則および各商品の約款等に従い、原則として、お客さまが注文を行われた後の最初に可能となる取引日に執行するものとします。
- (2) 当社は、お客さまが本サービスを利用して行われる注文が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、お客さまに通知することなく当該注文は執行いたしません。なお、当該注文を執行しないことにより生じるお客さまの損害については、当社はその責めを負わないものとします。
 - ① 受付後執行するまでに、お客さまの注文が第7条から第10条に定める事項のいずれかに反している場合。
 - ② お客さまの取引口座に立替金が発生している場合。
 - ③ お客さまの取引口座で信用取引の委託保証金、または有価証券関連デリバティブ取引（または店頭デリバティブ取引）の証拠金または担保が不足している場合。
 - ④ お客さまの取引状況が差金決済取引となる可能性がある場合。
 - ⑤ お客さまの売買注文の内容が、公正な価格形成に弊害をもたらすものであると当社が判断する場合。
 - ⑥ その他、当社が取引の健全性等に照らし、不適当と判断する場合。

第14条（注文の訂正等）

- (1) お客さまは、本サービスを利用して行われた売買注文について、当社が定める時間内にかぎり、当社が定める方法で本サービスを利用して注文の訂正等(取消・変更)を行うことができます。
- (2) 本サービスを利用して行われた売買注文の訂正等は、お取扱店でも行うことができます。ただし、お取扱店において取扱いのない取引等についてはこの限りではありません。

第15条（注文の照会）

お客さまは、本サービスを利用して行われた売買注文については、その注文内容および約定内容を本サービスを利用して照会することができます。

第16条（手数料）

お客さまは、取引の執行に関する手数料として当社が定める方法により計算した額を、当社に支払うものとします。

第17条（取引内容等の確認）

本サービスを利用して行われた注文内容等について、お客さまと当社との間で疑義が生じた場合は、お客さまが本サービスのご利用時に入力されたデータの記録内容をもって処理させていただきます。

第18条（情報利用の取扱い）

- (1) お客さまは、本サービスにより当社から提供を受けた情報については、お客さまが行う証券投資の資料としてのみ使用するものとし、次のことを遵守または確認されるものとします。

- ① お客様は、お客様のパスワードを第三者の利用に供したり、また、お客様の取引口座での情報およびその内容を第三者に漏洩し、または他と共同して利用されないこととします。
 - ② 本サービスにおいて提供される情報には、当社が独自に提供する情報および情報提供を当社との契約等により認めている者(以下「情報提供者」といいます。)が提供する情報があり、すべての情報は、あくまでも情報提供を目的とするものであり、有価証券等の売買その他の取引等の申込みまたは勧誘を目的とするものではありません。有価証券等の売買その他の取引等に関する最終判断の責任は、お客様自身に帰属します。
 - ③ 本サービスにおいて提供される情報については、当社または情報提供者が著作権等すべての知的財産権を有しております、お客様は、当社または情報提供者の承諾を得ずに、当該情報およびその加工・集計したデータの一部または全部について、再配信、複製、転用、転載、改変、引用、蓄積、出版、送付、販売、配布、放送、修正、頒布等または営業目的での利用を行う権利を有しません。
 - ④ 本サービスにおいて提供される情報について、お客様が、ブラウザのフレーム機能などを利用し、お客様のホームページ上に、情報提供者が提供する情報が掲載されている当社のホームページアドレスを表示することなく利用することは禁じます。
 - ⑤ 本サービスにおいて提供される情報について、お客様に利用違反があった場合、または当社もしくは情報提供者の判断もしくは都合により、情報提供の中止または情報内容の変更等の措置をとることがあります。
 - ⑥ 本サービスにおいて提供される情報について、当社および情報提供者は、その内容の正確性、完全性または適時性を保証するものではありません。したがって、本サービスにおいて提供される何らかの情報もしくは分析に、またはそれらの正確性、完全性もしくは適時性に、お客様が依拠した結果として、お客様が被る可能性のある直接的、間接的な損害その他一切の損害について、当社および情報提供者は責任を負いません。ただし、当社の故意または重大なる過失により生じた損害についてはこの限りではありません。
 - ⑦ 情報提供者が、情報の利用状況等の調査のため、面談・資料の提出等の協力を求めた場合、お客様は当該調査に協力することが求められます。
 - ⑧ 本サービスの提供において、当社はシステム構築に万全を期していますが、万一、当社または情報提供者の通信回線、通信機器またはコンピューターシステム機器の障害により、情報の配信が停止または遅延する場合があっても、これに起因する損害等について、当社および情報提供者は責任を負いません。ただし、当社の故意または重大なる過失により生じた損害についてはこの限りではありません。
 - ⑨ 本サービスにおいて提供される情報の中で言及される証券・商品等の発行体に対して、当社または情報提供者は、自らまたは親・子会社もしくは関連会社において、業務の遂行上、何らかの投資や引受け等を行ったり、幹事・引受・販売証券会社であったり、また、役員を派遣しているなど、利害関係者である場合もあります。
- (2) 上記（1）に反する使用があった場合、または当社もしくは情報提供者の合理的な判断もしくは理由により、かかる情報提供の中止、または情報内容の変更等の措置をとることがあります。なお、情報の提供の中止または情報内容の変更等によりお客様に費用または損害等が発生した場

合、当該費用または損害等は全てお客様の負担とし、お客様は当社および情報提供者に対し当該請求は行わないものとします。

第19条（利用料）

本サービスに係る利用料等については、当社が別に定めるところにより取扱うものとします。

第20条（本サービスの変更、中止）

当社はお客様に通知することなく、本サービス内容を変更・中止または廃止することがあります。

第21条（利用期間）

本サービスは証券取引約款（法人のお客さま用）第102条に該当しない場合かつ、本規定第3条(1)の条件を満たす場合に限り継続して利用できるものとします。

第22条（免責事項）

当社は、次の事由によりお客様に生じた損害については、その責めを負わないものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により生じた損害についてはこの限りではありません。

- ① 本サービスの利用に際して、その事由の如何を問わず、お客様のパスワードをお客さま自身が入力したか否かにかかわらず（第三者により入力された場合を含む）、あらかじめ当社に届け出られているパスワードと一致することにより行われた取引について生じた損害。
- ② 通信回線および通信機器、コンピューターシステムおよび機器等ならびに電子メール等通知手段の瑕疵もしくは障害、または第三者の妨害等による情報伝達の遅延、不能、誤作動、未執行等により生じた損害。
- ③ 本サービスで提供する情報の誤謬、停滞、省略および中断により生じた損害。
- ④ 当社が売買注文を受けた後、市場の状況等によって売買注文の執行ができない場合や市場で急激に変動した価格で約定した場合に生じた損害。
- ⑤ 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買注文の執行、金銭もしくは有価証券等の授受または保管の手続き等が遅延し、または不能となった場合に生じた損害。
- ⑥ お客様が本サービスを利用して行われた売買注文の訂正等を申し込まれたにもかかわらず、当該訂正等の対象となる元の注文が金融商品取引所等にて執行され取引が成立したため、当該取引の訂正等が行えなかった場合に生じた損害。
- ⑦ 本サービスの変更・中止または廃止により生じた損害。
- ⑧ 第23条の利用の停止によりお客様に生じた損害。
- ⑨ その他当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害。

第23条（利用の停止）

当社は、次のいずれかの事由によりお客様が本サービスを利用されることが不適当と判断した場合、または合理的もしくはやむを得ない事由により、本サービスの全部または一部の利用を停

止することができるものとします。

- ① お客様が過大なアクセスを行う等、本サービスの稼働に影響を及ぼすと当社が判断した場合。
- ② 証券取引約款（法人のお客さま用）第102条（5）、（6）、（8）および（9）に該当すると判断した場合。
- ③ その他、お客様が本サービスを利用されることが不適当と判断した場合。

第24条（規定の変更）

本規定は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。当社は、同条の規定に従い、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用またはその他相当の方法により周知します。

以上

(2020年2月17日制定)

(2025年4月14日改定)

「日興イージートレード取扱規定（法人のお客さま用）」の改定内容の詳細

2025年4月14日を効力発生日として、「日興イージートレード取扱規定（法人のお客さま用）」を改定し、「約款・規定集（法人のお客さま用）」に掲載いたします。下線部分が改定箇所となります。

改定後（新）	改定前（旧）
日興イージートレード取扱規定（法人のお客さま用）	日興イージートレード取扱規定（法人のお客様用）
第8条（取扱銘柄） お客様が本サービスを利用して取引することができる銘柄は、当社が定める銘柄の範囲内とします。ただし、当社は、金融商品取引所等（我が国以外の金融商品取引所および外国証券業者を含みます。以下同じ。）が売買を規制している銘柄および当社が自主的に売買を規制している銘柄についてはお取扱いしません。	第8条（取扱銘柄） お客様が本サービスを利用して取引することができる銘柄は、当社が定める銘柄の範囲内とします。ただし、当社は、金融商品取引所等が売買を規制している銘柄および当社が自主的に売買を規制している銘柄についてはお取扱いしません。
第13条（注文の執行） (1) 当社は、お客様が本サービスを利用して行われた売買注文は、法令、諸規則および各商品の約款等に従い、原則として、お客様が注文を行われた後の最初に可能となる取引日に執行するものとします。 (2) 当社は、お客様が本サービスを利用して行われる注文が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、お客様に通知することなく当該注文は執行いたしません。なお、当該注文を執行しないことにより生じるお客様の損害については、当社はその責めを負わないものとします。 ①～②（省 略） ③ お客様の取引口座で信用取引の委託保証金、または有価証券関連デリバティブ取引（または店頭デリバティブ取引）の証拠金または担保が不足している場合。 ④～⑥（省 略）	第13条（注文の執行） (1) 当社は、お客様が本サービスを利用して行われた売買注文は、法令、諸規則および各商品の約款等に従い、お客様が注文を行われた後の最初に可能となる取引日に執行するものとします。 (2) 当社は、お客様が本サービスを利用して行われる注文が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、お客様に通知することなく当該注文は執行いたしません。なお、当該注文を執行しないことにより生じるお客様の損害については、当社はその責めを負わないものとします。 ①～②（省 略） ③ お客様の取引口座で信用取引（または発行日決済取引）の委託保証金、または有価証券関連デリバティブ取引（または店頭デリバティブ取引）の証拠金または担保が不足している場合。 ④～⑥（省 略）
第14条（注文の訂正等） (1) お客様は、本サービスを利用して行われた売買注文について、当社が定める時間内にかぎり、当社が定める方法で本サービスを利用して注文の訂正等（取消・変更）を行うことができます。 (2) 本サービスを利用して行われた売買注文の訂正等は、お取扱店でも行うことができます。ただし、お取扱店において取扱いのない取引等についてはこの限りではありません。	第14条（注文の訂正等） (1) お客様は、本サービスを利用して行われた売買注文について、当社が定める時間内にかぎり、当社が定める方法で本サービスを利用して注文の訂正等（取消・変更）を行うことができます。 (2) 本サービスを利用して行われた売買注文の訂正等は、お取扱店でも行うことができます。
第18条（情報利用の取扱い） (1) （省 略） (2) 上記（1）に反する使用があった場合、または当社もしくは情報提供者の合理的な判断もしくは理由により、かかる情報提供の中止、または情報内容の変更等の措置をとることがあります。なお、情報の提供の中止または情報内容の変更等によりお客様に費用または損害等が発生した場合、当該費用または損害等は全てお客様の負担とし、お客様は当社および情報提供者に対し当該請求は行わないものとします。	第18条（情報利用の取扱い） (1) （省 略） (2) 上記（1）に反する使用があった場合、または当社もしくは金融商品取引所等の合理的な判断もしくは理由により、かかる情報提供の中止、または情報内容の変更等の措置をとることがあります。なお、情報の提供の中止または情報内容の変更等によりお客様に費用または損害等が発生した場合、当該費用または損害等は全てお客様の負担とし、お客様は当社および金融商品取引所等に対し当該請求は行わないものとします。

第22条（免責事項）	第22条（免責事項）
当社は、次の事由により <u>お客様</u> に生じた損害については、その責めを負わないものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により生じた損害についてはこの限りではありません。	当社は、次の事由により <u>お客様</u> に生じた損害については、その責めを負わないものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により生じた損害についてはこの限りではありません。
① (省 略)	① (省 略)
② 通信回線および通信機器、コンピューターシステムおよび機器等ならびに電子メール等通知手段の瑕疵もしくは障害、または第三者の妨害等による情報伝達の遅延、不能、誤作動、未執行等により生じた損害。	② 通信回線および通信機器、コンピューターシステムおよび機器等の障害による情報伝達の遅延、不能、誤作動、未執行等により生じた損害。
③～⑨ (省 略)	③～⑨ (省 略)
以上	以上
2025年4月14日新設	2020年2月17日制定

(注) 上記の新旧対象表の改定箇所のほか、「お客様」を「お客さま」に変更する形式的な改定を行っております。

お客様 各位

S M B C 日興証券株式会社

『日興イージートレード（法人のお客様用）』のサービスのご利用範囲について

『日興イージートレード（法人のお客様用）』のサービスにつきまして、ご利用範囲を限定させていただいております。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

【ご利用が可能なサービス】

- ・投資情報の閲覧等
- ・お預り資産の照会
- ・お取引履歴の照会

【ご利用ができないサービス】

- ・各商品の取引・注文
- ・入金・出金手続き
- ・所在地変更等の各種お手続き
- ・その他（パワートレーダー等）

「日興イージートレード取扱規定（法人のお客さま用）」の第7条から第17条において、取引・注文等の取り扱いについて定義されておりますが、現在は商品の取引・注文等についてはご利用ができません。

ご利用が可能になりましたら当社ホームページ等にて公表いたします。

ご不明な点がございましたら、お取引部店までお問い合わせください。